

ランカ倶楽部 ビジネスサークル 会則

(名称)

第1条 当会を ランカ倶楽部 と称し、英文では Lanka Club と表示します。

(事務局)

第2条 当会は、株式会社 NOW が事務局としてサービス提供をおこないます。

(目的)

第3条 当会は、スリランカでのビジネスに興味のあるメンバー会員に対し、ビジネスサークル活動を提供し、事業化の支援をおこないます。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

1. スリランカのビジネス情報発信
2. スリランカ事業化支援サービス
3. 日本とスリランカ両国の交流事業
4. 前各号に付帯する事業

(会員)

第5条 当会は、メンバー会員、ビジネスサークル支援者、法人スポンサーから構成されます。なお、メンバー会員は日本国籍を持つ人に限ります。

(会費および収入)

第6条 当会は会費および法人スポンサーからの事業収入により運営されます。

1. メンバー会員 12,000 円/年
スリランカが好きでスリランカ情報に興味があり、仲間とサークルを通じて事業をはじめたい日本人の方々です。
2. ボランティアアドバイザー メンバー会員を支援する方々で、自薦または事務局推薦により審査の後選出します。会費は必要ありません。
3. 法人広報スポンサー 協賛会費 36,000 円/年
広報や CSR を目的とした法人
4. 法人広告スポンサー 協賛会費 120,000 円/年
広告 P R 活動する法人 バナー広告常設
5. 初年度の会費は事業年度末までの入会月を含む残り月数分の会費となります。
6. 次年度の会費は、自動引き落とし手続きの後、毎年 1 2 月末日までの間に自動引き落としとなります。

(退会)

第7条 次の場合は、退会となります。退会時期は会費有効の事業年度末となります。

1. 会員の申し出による場合
2. 会費が未納の場合
3. 公序良俗に反する者
4. 事務局が会員として不適当と認めた者

(事業年度の単位)

第8条 当会の会員向けサービスにおける事業年度の単位は、1年（1月1日から12月31日）とします。

(会則の変更)

第9条 株式会社 NOW 事務局が会則を変更できるものとします。

附則 当会則は、2016年5月1日から施行し、株式会社 NOW が事務局を担当し、事務局に株式会社 NOW 代表取締役 島岡 雅治が就任します。

千葉県柏市根戸 103-10-304
株式会社 NOW
ランカ倶楽部 事務局 島岡 雅治

